

高知県文化財保護条例施行規則をここに公布する。

高知県文化財保護条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、高知県文化財保護条例（昭和36年高知県条例第1号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定等の申請手続)

第2条 条例第4条第1項の規定に基づく県保護有形文化財の指定又は条例第26条第1項の規定に基づく県保護有形民俗文化財の指定を受けようとする者は、別記第1号様式による申請書を知事に提出しなければならない。この場合において、指定を受けようとする文化財が建造物（これと一体をなしてその価値を形成している土地を含む。）である場合は、当該建造物が所在する土地の登記事項証明書及び地図を併せて提出しなければならない。

第3条 条例第20条第1項の規定に基づく県保護無形文化財の指定又は条例第26条第1項の規定に基づく県保護無形民俗文化財の指定を受けようとする者は、別記第2号様式による申請書を知事に提出しなければならない。

第4条 条例第30条第1項の規定に基づく県史跡名勝天然記念物の指定を受けようとする者は、別記第3号様式による申請書並びに当該記念物（動物を除く。）が所在する土地の登記事項証明書及び地図を知事に提出しなければならない。

第5条 条例第38条第1項の規定に基づく県選定保存技術の選定を受けようとする者は、別記第4号様式による申請書を知事に提出しなければならない。

第6条 第2条から前条までに規定する申請書には、当該申請書に記載された文化財又は伝統的な技術若しくは技能を写した写真を添付しなければならない。

(指定書の様式)

第7条 条例第4条第6項（条例第26条第2項において準用する場合を含む。）の指定書は、別記第5号様式によるものとする。

(認定書の交付)

第8条 条例第20条第2項若しくは第3項の規定により県保護無形文化財の保持者若しくは保持団体を認定したとき又は条例第38条第2項若しくは同条第4項において準用する条例第20条第3項

の規定により県選定保存技術の保持者又は保存団体を認定したときは、知事は、別記第6号様式による認定書を交付するものとする。

(指定書等の再交付)

第9条 条例第4条第6項(条例第26条第2項において準用する場合を含む。)の規定により交付した指定書又は前条の規定により交付した認定書を滅失し、若しくは損傷し、又は亡失し、若しくは盗み取られたときは、当該県保護有形文化財の所有者、当該県保護有形民俗文化財の所有者、当該県保護無形文化財の保持者若しくは保持団体又は当該県選定保存技術の保持者若しくは保存団体は、別記第7号様式による申請書により知事に第7条に規定する指定書又は前条に規定する認定書の再交付を申請することができる。

(所在の場所の変更の届出手続)

第10条 条例第7条(条例第29条第1項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、別記第8号様式によりしなければならない。

(所在の場所の変更の届出を要しない場合)

第11条 条例第7条ただし書又は条例第29条第1項において準用する条例第7条ただし書の規定により所在の場所の変更について届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 条例第10条第1項又は条例第29条第1項において準用する条例第10条第1項の規定に基づく補助金の交付を受けて行う管理又は修理のために所在の場所を変更しようとするとき。
- (2) 条例第12条第1項若しくは第2項又は条例第29条第1項において準用する条例第12条第1項若しくは第2項の規定に基づく勧告を受けて行う必要な措置又は修理のために所在の場所を変更しようとするとき。
- (3) 条例第14条第1項の規定による許可を受け、又は条例第28条第1項の規定による届出をして行う現状変更又は保存に影響を及ぼす行為のために所在の場所を変更しようとするとき。
- (4) 条例第15条第1項又は条例第29条第1項において準用する条例第15条第1項の規定による届出をして行う修理のために所在の場所を変更しようとするとき。
- (5) 条例第16条第1項若しくは第2項又は条例第29条第1項において準用する条例第16条第1項若しくは第2項の規定に基づく勧告を受けて行う出品又は公開のために所在の場所を変更しようとするとき。

(6) 条例第7条若しくは条例第29条第1項において準用する条例第7条の規定による届出を行って所在の場所を変更したのち又は前各号に掲げる所在の場所を変更したのち、変更前の所在の場所に復するために所在の場所を変更しようとするとき。

(県保護無形文化財等の保持者に関し届出を要する場合)

第12条 条例第22条又は条例第40条において読み替えて準用する条例第22条の規則で定める事由は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 県保護無形文化財又は県選定保存技術の保持者が芸名又は雅号を変更したとき。
- (2) 県保護無形文化財又は県選定保存技術の保持者について、その保持する県保護無形文化財又は県選定保存技術の保存に影響を及ぼす心身の故障が生じたとき。

(所有者の変更等の届出手続)

第13条 条例第8条(条例第29条第1項、第35条第4項及び第37条において準用する場合を含む。)及び第22条(条例第40条において準用する場合を含む。)の規定による届出は、別記第9号様式によりしなければならない。

(土地の所在等の異動の届出手続)

第14条 条例第35条第2項の規定による届出は、別記第10号様式によりしなければならない。

(滅失等の届出手続)

第15条 条例第9条(条例第29条第1項、第35条第4項及び第37条において準用する場合を含む。)の規定による届出は、別記第11号様式によりしなければならない。

(修理の届出手続)

第16条 条例第15条第1項(条例第29条第1項及び第37条において準用する場合を含む。)の規定による届出は、別記第12号様式によりしなければならない。

(現状変更等の許可の申請手続等)

第17条 条例第14条第1項又は第32条の規定により許可を受けて県保護有形文化財又は県史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、別記第13号様式による申請書を知事に提出しなければならない。

2 条例第14条第2項の規則で定める維持の措置の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 県保護有形文化財が損傷している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該県保護有形文化財をその指定当時の原状に復するとき。
- (2) 県保護有形文化財が毀損している場合において、当該毀損の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

- 3 条例第32条第2項の規則で定める維持の措置の範囲は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 県史跡名勝天然記念物が毀損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該県史跡名勝天然記念物をその指定当時の原状に復するとき。
 - (2) 県史跡名勝天然記念物が毀損し、又は衰亡している場合において、当該毀損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
 - (3) 県史跡名勝天然記念物の一部が毀損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

(現状変更等の届出手続)

第18条 条例第28条第1項の規定による届出は、別記第14号様式によりしなければならない。

(標識等の設置の基準等)

第19条 条例第35条第1項の規定により設置する標識は、石造りとし、次に掲げる事項を記入するものとする。ただし、特別の事由がある場合は、石造りに代えて、金属、コンクリート、木材その他の材料で設置することを妨げない。

- (1) 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- (2) 高知県の文字（所有者の氏名及び指定団体の名称を併記することを妨げない。）
- (3) 指定年月日
- (4) 建設年月日

2 条例第35条第1項の規定により設置する説明板には、指定に係る地域を示す図面（地域の定めがない場合その他特に地域を示す必要がない場合を除く。）及び次に掲げる事項を平易な表現を用いて記載するものとする。

- (1) 史跡、名勝又は天然記念物の別及びその名称
- (2) 指定年月日
- (3) 指定の理由
- (4) 説明事項
- (5) 保存上注意すべき事項
- (6) 前各号に掲げる事項のほか、参考となるべき事項

3 前項第4号又は第5号に掲げる事項が指定に係る地域内の特定の場所又は物件に係る場合で特に必要があるときは、当該場所若しくは物件を標示する標柱又は当該場所若しくは物件の保存上注意すべき事項を記載した注意札を設置するものとする。

- 4 条例第35条第1項の規定により設置する境界標は、13センチメートル角の石造り又はコンクリート造りの四角柱とし、その上面には指定に係る地域の境界を示す方向指示線を、側面には史跡境界、名勝境界又は天然記念物境界の文字及び高知県の文字を彫るものとする。
- 5 前各項に定めるもののほか、標識、説明板、標柱、注意札又は境界標の形状、員数、設置場所その他これらの施設の設置に関し必要な事項は、当該史跡、名勝又は天然記念物の管理のため必要な程度において、環境に調和するよう設置者が定めるものとする。
- 6 条例第35条第1項の規定により設置する囲いその他の施設については、前項の規定を準用する。
- 7 前各項に定める基準により標識、説明板、標柱、境界標、囲いその他の施設を設置しようとする者は、設計仕様書、設計図（説明板の設置の場合は、説明板のひな形）及び設置位置を示す図面を添えて、あらかじめ知事にその旨並びに当該工事の着手及び終了の予定時期を報告しなければならない。

（審議会の部会）

第20条 条例第49条の規定に基づき、高知県文化財保護審議会（以下「審議会」という。）に次の各号に掲げる部会を置き、それぞれ当該各号に掲げる事項を分掌させる。

- （1） 第1部会 有形文化財及び有形民俗文化財に関する事項
- （2） 第2部会 無形文化財及び無形民俗文化財に関する事項
- （3） 第3部会 記念物及び埋蔵文化財に関する事項

2 部会を組織する委員及び臨時委員は、審議会の委員及び臨時委員のうちから、審議会の会長が指名する。

（部会長）

第21条 部会に部会長を置き、審議会の会長がこれを指名する。

- 2 部会長は、その属する部会の会務を掌理する。
- 3 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する者が、その職務を代理する。

（会議）

第22条 部会の会議（以下この条において「会議」という。）は、部会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、部会に属する委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、及び議決をすることができない。

3 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議会への報告)

第23条 部会が議決した事項については、部会長がその結果を審議会に報告するものとする。

(雑則)

第24条 条例第4条第1項、第20条第1項若しくは第2項、第26条第1項、第30条第1項又は第38条第1項若しくは第2項の規定に基づく指定、認定又は選定の基準は、知事が別に定める。

(書類等の経由)

第25条 文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下この条において「法」という。）、条例又はこの規則の規定により文化財に関し知事に提出すべき届書その他の書類並びに法第188条第1項の規定により知事を経由すべき届書その他の書類及び物件の提出は、市町村教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の条例の定めるところによりその長が文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとされた市町村にあつては、その長。次項において同じ。）を経由すべきものとする。この場合において、知事は、必要に応じて当該市町村教育委員会に意見を求めるものとする。

2 法、条例又はこの規則の規定により文化財に関し知事が発する命令、勧告、指示その他の処分の告知及び法第188条第3項の規定により知事を経由すべき命令、勧告、指示その他の処分の告知は、市町村教育委員会を経由すべきものとする。ただし、特に緊急な場合は、この限りでない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記

第1号様式（第2条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所
氏名
電話番号

所有者 住所
氏名
電話番号

占有者 住所
氏名
電話番号

高知県保護有形文化財等指定申請書

下記の有形文化財（有形の民俗文化財）について、高知県保護有形文化財（高知県保護有形民俗文化財）の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 名称及び員数
- 2 所在の場所
- 3 製作の年代及び作者
- 4 素材
- 5 その他参考となるべき事項

高知県知事 様

申請者 住所
氏名
電話番号

高知県保護無形文化財等指定申請書

下記の無形文化財（無形の民俗文化財）について、高知県保護無形文化財（高知県保護無形民俗文化財）の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 名称

- 2 無形文化財の保持者となる者又は保持団体となるものの構成員の住所、氏名及び生年月日並びに芸名又は雅号があるときは、その芸名又は雅号

- 3 無形文化財の保持団体となるものの事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号

- 4 由来

- 5 その他参考となるべき事項

高知県知事 様

申請者 住所
氏名
電話番号

所有者 住所
氏名
電話番号

高知県史跡名勝天然記念物指定申請書

下記の記念物について、高知県史跡（高知県名勝・高知県天然記念物）の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 名称及び員数
- 2 所在地（自生地、生息地、繁殖地又は渡来地を含みます。）
- 3 地番別の地目及び地積
- 4 由来
- 5 その他参考となるべき事項

高知県知事 様

申請者 住所
氏名
電話番号

高知県選定保存技術選定申請書

下記の伝統的な技術（技能）について、高知県選定保存技術の選定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 名称

- 2 保持者となる者又は保存団体となるものの構成員の住所、氏名及び生年月日並びに芸名又は雅号があるときは、その芸名又は雅号

- 3 保存団体となるものの事務所の所在地、名称、代表者又は管理人の氏名及び電話番号

- 4 技術又は技能の概要

- 5 その他参考となるべき事項

35センチメートル

第	号	割 印
指定書		
名称		員数
上記を高知県保護		文化財に指定する。
年	月	日
高知県知事		印

(裏面)

所有者の氏名	
所有者の住所	
所在の場所	
交付年月日	
備考	

35センチメートル

第 号

割印

認定書

様

年 月 日生

あなたを高知県 の に認定する。

年 月 日

高知県知事 印

24センチメートル

(裏面)

構成員一覧表					
氏名	生年月日	住所	氏名	生年月日	住所
備考					

高知県知事 様

申請者 住所
氏名
電話番号

指定書等再交付申請書

指定書（認定書）の再交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 指定書又は認定書の別及び内容
- 2 指定書又は認定書の番号及び年月日
- 3 所有者、保持者若しくは保持団体の構成員又は保持者若しくは保存団体の構成員の住所及び氏名
- 4 保持団体又は保存団体の事務所の所在地、名称、代表者又は管理人の氏名及び電話番号
- 5 再交付の理由

高知県知事 様

届出者 住所
氏名
電話番号

所在の場所変更届

県保護有形文化財（県保護有形民俗文化財）の所在の場所を変更しますので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 名称及び員数
- 2 所有者の住所、氏名及び電話番号又は管理団体の事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号
- 3 現在の所在の場所
- 4 変更後の所在の場所
- 5 変更しようとする年月日及び期間
- 6 変更の理由

高知県知事 様

届出者 住所
氏名
電話番号

所有者等変更等届

県保護有形文化財（県保護無形文化財・県保護有形民俗文化財・県史跡名勝天然記念物・県選定保存技術）の所有者等の変更等が生じたので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 名称及び員数
- 2 変更等の内容
 - (1) 変更前又は生じた事実

 - (2) 変更後
- 3 変更等年月日
- 4 変更等の理由

高知県知事 様

届出者 住所
氏名
電話番号

土地の所在等異動届

県史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、土地の所在等の異動がありましたので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 名称及び員数
- 2 指定団体の事務所の所在地、名称、代表者又は管理人の氏名及び電話番号
- 3 異動の内容
 - (1) 異動前
 - (2) 異動後
- 4 異動年月日

高知県知事 様

届出者 住所
氏名
電話番号

滅失等届

県保護有形文化財（県保護有形民俗文化財・県史跡名勝天然記念物）の滅失等が生じたので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 名称及び員数
- 2 所有者等の住所、氏名及び電話番号又は管理団体若しくは指定団体の事務所の所在地、名称、代表者若しくは管理人の氏名及び電話番号
- 3 滅失等年月日
- 4 滅失等の内容

高知県知事 様

届出者 住所
氏名
電話番号

修理届

県保護有形文化財（県保護有形民俗文化財・県史跡名勝天然記念物）の修理をしますの
で、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 名称及び員数
- 2 所有者の住所、氏名及び電話番号又は管理団体の事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号
- 3 修理の内容及び方法
- 4 修理を必要とする理由
- 5 修理の着手及び完了の予定年月日
- 6 その他参考となるべき事項

高知県知事 様

申請者 住所
氏名
電話番号

現状変更等許可申請書

県保護有形文化財（県史跡名勝天然記念物）の現状変更等の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 名称及び員数
- 2 所有者の住所、氏名及び電話番号又は県保護有形文化財の管理団体の事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号
- 3 現状変更等の内容及び方法
- 4 現状変更等を必要とする理由
- 5 現状変更等の着手及び完了の予定年月日
- 6 その他参考となるべき事項

高知県知事 様

届出者 住所
氏名
電話番号

現状変更等届

県保護有形民俗文化財の現状変更等をしますので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 名称及び員数
- 2 所有者の住所、氏名及び電話番号又は管理団体の事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号
- 3 現状変更等の内容及び方法
- 4 現状変更等を必要とする理由
- 5 現状変更等の着手及び完了の予定年月日
- 6 その他参考となるべき事項